

告 示 第 1 号

令和7年4月1日

鹿児島市公共交通ビジョン協議会

会長 馬立 辰志

鹿児島市運転者確保広報支援業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市運転者確保広報支援業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

物価高騰の影響を受ける公共交通機関である民間路線バス及びタクシーの運転者不足への対応を図るため、PR動画を作成するとともに、指定のSNSでのターゲティング広告を実施し、運転者確保に向けた広報支援を行うもの。

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)及び(3)から(8)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に本社、支社、営業所等（以下「営業所等」という。）を有する法人であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (6) 納期の到来している市税（徴収猶予の適用を受けているものを除く。）、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (9) 令和2年度以降において、官公庁発注の動画制作及びプロモーションの業務を受注した実績があること。

3 申込要領

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからシまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイ及びエからサまでの書類を提出すること。

ただし、告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている業者は、カからコまでの書類の提出を省略することができる。

ア 参加表明書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社概要及び受注実績表（様式2-1）

ウ 業務実施体制、協力・連携体制（様式2-2）

エ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行されたもの。徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。写し可）ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書（告示日以降に発行されたもの。徴収猶予の適用を受けている場合は、適用を証する書類。写し可）とする。

オ 税務署発行の消費税及び地方消費税納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

カ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式3）

キ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

ク キに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

ケ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）

コ 決算書の写し（財務諸表（貸借対照表・損益計算書・利益処分表））直近1期分

サ 令和2年度以降に官公庁発注の動画制作及びプロモーションの業務を受注した実績があることを証する書類

シ 参考見積明細書（様式4）

(2) 企画提案書の提出

企画提案書は、別に定める「鹿児島運転者確保広報支援業務委託に係る企画提案競技実施要領」に基づき作成すること。

(3) 交付及び受付期間

告示日から令和7年4月22日（火）午後5時15分まで（必着）

(4) 交付及び受付時間

土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局企画部交通政策課（市役所本館3階）

（鹿児島市公共交通ビジョン協議会事務局）

電話 099-216-1113

FAX 099-216-1108

電子メール ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

(6) 提出部数

各1部

(7) 提出方法

郵送又は直接持参とする。

なお、郵送の場合も受付期間内必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(8) この企画提案競技に関する参加表明書、実施要領、様式その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

4 説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年4月7日（月）午後2時から

(2) 開催場所

鹿児島市山下町1-1番1号

鹿児島市役所西別館2階201会議室

5 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年4月25日（金）までに一次選定結果通知と併せて通知する。

6 注意事項

この企画提案競技の参加に際しては、別に定める鹿児島市運転者確保広報支援業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。